平成２５年（フ）第７３０号
大阪市天王寺区生玉町11番26号
破産者　大阪カクタス株式会社
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７８４号
大阪市中央区北久宝寺町２丁目５番９号　飛栄創建ビル２階
破産者　株式会社ＲＯＳＥ　ＦＡＮ　ＦＡＮ＆ＣＯ.
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８０４号
大阪市中央区南久宝寺町４丁目５番６号
破産者　株式会社ストリームワークス
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９６２号
大阪市生野区小路１丁目１番31号
破産者　株式会社真和フーズ
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９６６号
大阪市西淀川区大和田４丁目13番８号
破産者　有限会社蔵商フードサービス
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１６６号
大阪府八尾市南久宝寺３丁目２番１号
破産者　有限会社モデル工房ニシムラ
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６４号
大阪府松原市高見の里６丁目19番11号
破産者　有限会社福寿工房
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６７８号
北九州市若松区南二島１丁目３番14号
破産者　株式会社迫田工務店
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８号
沖縄県那覇市牧志３丁目３番１号
破産者　株式会社太田屋うりずん
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４９３号
東京都府中市四谷４丁目50番地の11レトアＢ101
破産者　山本　　司
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８２号
愛知県豊田市小川町３丁目41番地５
破産者　株式会社ＯＨＩＲＡ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４４４号
愛知県碧南市塩浜町６丁目98番地１、商業登記簿上の本店所在地愛知県碧南市棚尾本町４丁目23番地
破産者　有限会社三島屋石油店
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
愛知県みよし市福谷町杁ノ奥４番地の20
破産者　日新曲ガラス株式会社
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
三重県亀山市能褒野町３番地13、前住所三重県四日市市生桑町2164番地11
破産者　齋藤　祐憲
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５１８号
京都市上京区出町通桝形上る青龍町195番地
破産者　株式会社タニグチコンストラクション
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２０８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘11丁目３番19号、登記簿上の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目23番７号
破産者　有限会社グリーン設備工業
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３０号
宮崎市池内町小鹿黒3562番地３
破産者　有限会社櫓工業
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９８号
鹿児島県出水市高尾野町下高尾野1586番地
破産者　有限会社神田建設
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１０９５号
埼玉県鴻巣市生出塚１丁目４番４号
破産者　有限会社アイガミ電化
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７８号
熊本県宇土市栄町250番地の３
破産者　株式会社松本工務店
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４５号
長野県松本市中川236番地
破産者　有限会社松本オート
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部